

國第二十四回
參議院法務委員會會議錄第七號

昭和三十一年三月一日（木曜日）午前十一時三分開会

二月二十九日委員川村松助君及び平林太一君辞任につき、その補欠として大屋晋三君及び松野鶴平君を議長において指名した。

出席者は左の通り

委员

政府委员

事務局側

說明

裁判所長官事務總

宇川潤四郎君

参考人

東京家庭裁判所調停委員

大浜
英子君

○委員長(高田なほ子君) まず、接收不動産に関する借地借家臨時処理法案を議題にいたします。法務委員会における法務審査の経過等につきまして、調査室長の西村専門員から御説明を願いたいと思います。

と、右の政令だけでは、現在の法律秩序の維持、具体的に申しますれば借権等の法的保護に欠くところがありませことはいなむことができないのであります。

そこでこの不當に消滅したり、相刺の生じております権利関係を調整いたしましますための暫行措置といいたしまして、特別法の制定を必要とし、この目的を達する立法の構想もいろいろあります。

ところでこれと題名を同じくする法案は、衆議院の法務委員会で立案されまして、第十三国会から第十九国会まで継続審査されましたが、この法案では、接收当時建物だけを賃借しておりまして、その建物が滅失した場合にも接收解除後もとの土地で借地権を主張することができるところになつておなり、つまり保護される範囲がもつと広くございましたのですが、十九国会で

は、番号をつけて申しますと、「この立法によつて元の借地人、借家人を保護することによって、現在の所有者等善意の転得者に不測の損害を与える」ということ。二、この立法をしなければ終戦後の急激な土地の値上がりが土地所有者に多くの利益を与えるばかりでなく、接収という不可抗力によりまして、その土地の上の借地権、借家権等がその権利者に何ら補償または正当に

○委員長(高田なほ君) これより法務委員会を開会いたします。議事に入ります前に、委員の変更について御報告をいたします。二月二十九日付川村松助さん、平林太一さんが辞任せられまして、大屋晋三さん、松野鶴平さんが補欠におなりになられました。三月一日付松野鶴平さんが辞任した。三月一日付松野鶴平さんが辞任されまして、野村吉三郎さんが補欠になられました。

になつておりますなり、あるいはまことに防空のため建物を疎開した跡地をさらりと接収するのに、その借地権者等現実利用の使用者を顧慮するいとまなく、土地所有者との直接の折衝によつて権利關係を定めてしまつたり、接収の継続中には借地期間が切れまして、その更新手続が事实上不可能のため従前の法律ではその権利を主張することができなくなつたりいたしました事例がはな

らのお話、それから法制局、法務省、調達庁等の各方面からの説明を開きましてして、また日本弁護士連合会、全国接収地借家復権期成同盟会、東京接収不動産所有者連盟、それから日本弁護士連合会は反対の御意見でござりますけれども、なお弁護士の方で法案を支持する方がいらっしゃいますので、そういう方面のお話を参考にいたしまして。

○接収不動産に関する借地・借家・臨時処理法案(衆議院提出)(第二十三回国会)
会継続(内閣提出、衆議院送付)

年にボッダム勅令で土地工作物使用年数を制定いたしましたが、接収行為にいろいろの態様がございまして、あるいは直接軍に不動産の占有を移す急速な必要上、事実行為が法律行為に先行し

収解除後その土地の優先借り受けができないことにいたしました。この優先借り受けの申し出を拒否される場合もあるわけでございますが、それはきわめて少い場合に限られております。しか

さります。二十二国会におましまして
も、法務省からいろいろ意見を聞いて
おりますし、若干の質疑を行いました
けれども、本院での実質的な審議は、
主として第十九国会で行わされました。

專修大學講師
東京家庭委員會
所謂停職員
東京家庭裁
判所調查官
東京家庭裁
判所調查官
森川 静雄君
平野 森
鮫島 博君
田辺 雅子君
吉田 雅子君

されば長くなりましたので、立案の趣旨並びに審議の経過を御命令により御説明を申し上げます。

ますか。この法案といふを申しては、原則として終戦直後でござました懲罰都市借地借家臨時処理法を踏襲することにいたしまして、そのおもな規定と同趣旨の規定を設けたり、あるいは準用することにいたしたりしております。すなはちこの立場によりまして、

てはこれを削除することにいたしました。それで、体裁を改めて現在の法案の内容となって衆議院を通過いたしました。これがさらに二十一国会の衆議院解散のときまで継続審査されまして、審査が終了となり、第二十二国会に再提出して議院協定を通過の上、本院において今国会

ことよりも、当事者間の利害調整の色彩が強いものであるけれども、これは憲法上の疑義を生じないだらうかという問題、四、この立法により当事者の一方に著しく損害を与える場合に、法律不遡及の原則との関係を考えないでもいいだらうか。五、この法律の効力の発生が接收解除といふ不確定なものと条件としているため、権利関係の不安定が将来も長く続くという法理的な問題。六、借地人の保護に厚く、借家人がほとんど保護されないと云う公平の問題。七、借地権復元の条件として、所有者などに支払われる「相当な借地条件」、「相当な対価」これが桑文に載つてゐるわけでございますが、その「相当な」という意味に、いわゆる権利金が含まれるかどうか、これにより事実上借地人の優先賃借が不可能となり、この立案の趣旨が没却されてしまわないだらうか、あるいはまた所有者に不当な損害を与えることになるか、そのいずれかになる場合の公平の問題。八、これほど全国的な問題である戦争の犠牲を、当事者間のみで調整するということよりも、政府として補償方法に具体的な誠意を示すべきではなかろうかという構想。こんなようなことが質疑の主要点でございました。そしてこれらの理由が勧奨されました上、本法務委員会として、各党派の方のお話合いで修正案も用意されたようですが、いましたけれども、これは正式の審議には上せられませんでした。その後調査庁の調査もだんだん進捗いた

して参りまして、全國に及ぶ接收不動産の実情もようやく判明して参ります。たけれども、本法案としましては、法務省とか日本弁護士連合会、そういうところは終始反対の立場をとつておりますし、右の質疑の内容にも見られております通り、根本的に法律的な検討を要するものがなお多く残されているものと思われる次第でございます。

大体以上がこの法案の立案の趣旨、並びにただいままでの審議の経過の概要でございます。

○委員長(高田なほ子君) 別に御異議がございませんでしたら、本案につきましては本日はこの程度にいたしまして、次の議題に移りたいと存じます。御異議ございませんか。

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。

なあ、参考人の方々にまことに恐縮でございますが、時間の都合等もござりますので、大体発言時間を十五分といふらうなところにめどをおいてお話をい申し上げたい、こういふうちに幸いを申し上げたい、と申します。

それで最初に東京家庭裁判所調停委員の大濱英子さんにお願いいたします。

○参考人(大濱英子君) ただいま御紹介いただきました大濱でございます。衆議院の法務委員会で修正されて通いました家事審判法の御審議に当たりまして、私は修正されました個所、つまり十五条の二の「権利者の申出」により、というそのままの文字を原案通りに戻していただきたいたい、これを切に望むものでございます。私は調停委員として実務に携わっている者でございますけれども、実は調停委員をしております者は、みなこの審判法で定められた家事債務について、履行を確保するにはどうしたらいいか、そのことについて非常にいつも頭を悩ましているのです。ところが過日衆議院に提出されましたところの原案を伝聞を聞きまして、私どもは、私どもが長年願つておりましたところのそれが可能なことと思つてほつとしたのでございまことに考へたわけなんでございます。まつて何にもならないだろうとさういうふうに考へたわけなんでございます。

道德とかあるいは社会正義、そういうものが法律と並んで非常に重要なものだ、重要ななものさしだ、むしろ法律が現実の生活の中でもってどんなふうに守られているか、人々の家庭生活が家庭裁判所の審判あるいは調停を認めましたことに対しましてどうなつていいか、どう守られているか、そういうようなことに非常に大きな関心を持っていますのでございます。ここにおいてになります委員の皆様方にこんなことを申し上げるのは大へん恐縮なんですが、親子とか夫婦、そういうたうな者の争いは、理屈というよりも、あるいは法律というようなことはりも、感情が大へん大きな障害となつてしままして、これをほぐすこと、これが一番大きな調停委員としての仕事でございまして、対立して、それから憎み合っているような感情をほぐすためには、いろいろの面からの、たとえば心理的とかあるいは精神分析とか、いわゆるケース・ワークの努力がなされる。やつとそういうふうな努力の後に、ほざされた感情であつて相手の立場を考え、そして初めて調停といふものが成り立つたのでございます。そして今日人間関係の争いといふものは、こういうような方向でもつて解決しなければならないというようなことが、日本の家庭裁判所だけの問題でなくつて、外国でもこういうような方向に向つていることは皆様すでに御承知のことと思います。で、慰謝料が幾らとか、あるいは財産分与のものがどれだけときりますのも、結局、程度の差はござりますけれども、いろいろなきさつを経て、調停の結果冷静になつて感情の調整ができた、その当事者の

どちらもが納得の上でもつて、そして納得で支払うべきものは支払うといふ。どうなことになるのでござりますが、義務者というのはだれに言われなくていいもの、またそういうふうに持つていくのが調停ということとの本筋だと私も考えてゐるようなわけでございます。ところが御承知のように、慰謝料あるいは財産分与とか申しますものは、金額も相当大きくまとまりますし、よく分割払いといふようなのが多くなるような事情なのでございます。ことに扶養料とか生活費といふようなもので、毎月払いといふようになりますと、とがく支払わない。ことに慰謝料の分割払いなどと申しますと、まあ、きめたあのときは、なるほどと思つてきめたのだけれども、そのうちにほかに必要なことができたとか、あるいは別れた妻にやるのが惜しくなつて出ししめる、こういうような事実があるのはよく私どもが知つているところでございます。他人に借りたお金を返すのと違いまして、慰謝料といふものはかかつて家族であつたもの、また現に自分の家族とつながる者に対しまして、しかもそれがすでに愛情がさめた者に対して支払うお金といふものは、非常に感情的になりがちなものでござります。どこに捨てても慰謝料なんかやるか、というふうなことを、そういう感情的な言葉をよく私たち調べ停中で聞くことがあるのでござりますけれども、こういうような感情で、一たんきめた支払い義務を履行しない人が相當にたくさんあるというところは、過日家庭裁判所が出しておられますところの履行状態の資料をごらんになつて

どうしても履行確保とすることをしなければならないというような切実な願いは、全国の家庭裁判所全体の問題なのでございます。しかも履行の状況はどうか、つまり支払うべきその義務者が支払っているかどうかといふ調査、そしてもし支払っていないければ支払う

ついての家事債務といふことを、強制執行といふような強い力を用いることは、かえって紛争を深めることでござります。それで強制執行以外の努力をもつて解決しなければならない、解決したい、これが家庭裁判所に携わっております者の全部の願いとして、ここに家庭裁判所というものが生まれた理

しゃいますので、母子福祉資金の貸付
ということが行われておりますが、御
存じありませんかと申しますと、私は
新聞も取れませんと。ラジオなんかで
もってこの間も言っておりましたかと
申しますと、ラジオを置きますと生活
保護がいただけなくなりますというふ
うな訴えがあるのでございまして、ほ

度が発達しておりませんでして、困りますうちについに女性といふものは、自分の権利を主張いたしますのに、何か障害があつたり抵抗がありますりいたしますと、今までのあきらめなさいとか、女は黙つていらっしゃいとか、女は忍従していればいいのだからというような、家族制度的な長い習

いうことを進んで家庭裁判所がすれば、その履行確保といふことは、相当完全に行われるのじゃないか。しかも平和のうちにその履行を確保するといふことが成功することは疑いのないところだと、私は現実に問題にぶつかっておりまして思うのでござります。家庭裁判所の特殊な任務といふのは、普通の裁判所のようにお互ひが対立して、証拠を出し合つてどちらが勝つた、どちらが負けたというのをきめるのではなくて、先ほど申し上げましたように、お互いの感情を調整して、両方が納得して事をおさめる、家族の間の争いは、勝つたり負けたり、そういうことをきめるのではなく、紛争をやめて、新しい人生を歩み出すための調整、こういうようなところが家庭裁判所と普通の裁判所との違うところで、ここに家庭裁判所の特色があるなど、こういうふうに私は了解しているのでござります。

由もあるのだ、こういうふうに信じております。強過ぎることをせずに、しかも悪質の不履行者に対する権利者を保護する道、これが今のところアフター・ケアということにあるのです。ないかと、こう思うのです。こういう意味で、衆議院でもって修正されましたが、「権利者の申出」によるという文字は、せひここで御修正を願いたい。そして家庭裁判所としての使命が果せるよう、皆様のお力によってできますように、私は切に望むものでござります。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございました。次に専修大学講師の田邊繁子さんにお願いいたします。

○参考人(田邊繁子君) 私に意見を述べます機会をお与え下さいましてありがとうございます。

私もやはり衆議院の修正いたしました権利者の申し出により初めて家庭裁判所が調査などができるというその修正は、ほんとうに法律がせつかくも

苦しんでいた方たちには、どうしても達しないでござりますから、ほんとうに根本的にこちらが——私は家庭裁判所の調停員を六年やっておりました——非常にあとを引いて気になる事件というのがござりますので、あれは払つてもらつてあるからしらというような気持のものは、進んで職権で調べるようになれば、ほんとうの家庭裁判所の趣旨を徹底することはできないかと思つております。

第二に私が申し上げたいのは、家庭裁判所で認められましたところの権利と異りまして、一般的の権利と異りまして、非常に権利者の方が弱い立場に立つたのでございます。一例を申し上げますと、家庭裁判所で子供の養育費を毎月二千円も貰えるようになった、十五日にはもらひに行きますといふようなことがございましても、まあ私の知つているその人はいつも参ります。そろ

いには泣き寝入りしてしまうのでござります。皆さん御存じのよう、売春に走っている人たちの七〇%までが子供を一人あるいは五人も持っているところの離婚した人、あるいは未入であるということを御存じ下さいまして、も、いかに私どもの保護というものが、こういう面で十分でなく、あさらめて転落している人が相当数あるということが、わかるのではないかと思うのでござります。

次に私は、たびたび衆議院でも申されておりますが、家事事件を特別に扱うのはおかしいというような問題が多く出ておりましたが、権利の主張を保護するということは、家事事件であっても、民事の普通の裁判所の事件であつても、同じようにすべき問題ではないかと思います。皆様もよくお居なつかでいらっしゃいますように、借りた人たちが食べられなくなつておりましても、執達吏が参りまして、なべか

この了解がもし間違つていないのでございましたら、家庭裁判所は普通の裁判所と違う行き方をしてよいのです。いかが、こう思ひわけでございます。

できますならば、骨抜きになるのです
いかと思います。なぜかと申します
と、せんだつても申しましたが、ほんん
とうに困っている人たちの程度とい
うのは非常なものでございまして、私
よく飛び込んで来る方にお会いいたし
まして、たとえば子供が学校へ行くの
だが、学校へ行く費用がないとかお

いたしますと、直つてしまつたおめか
けが、まるで犬に水をぶつけるよう
に、ぱり難音で、水をぶつけるような
ことをいたしまして、払ってくれな
い。そういうことを繰り返し繰り返し、
しながらも、何とか救つて下さる方法
はないかと言つて来られます、私がそ
しておりましたころは、まだ調査官宣傳

までもひつさうしていくといふよう
なことは、しょっちゅう見せられてき
たことなんでござりますから、そういう
ふうに民事事件では、今その人が払
えなくなつておりましても、たとえば
それが他人のためにした保証でありま
しても、家蔵されもとられてしまつ
いうくらゐに権利は保護されておりま

そういう面において、世間に於いての経済上の取引の安全もあるんだと私は感ずるのでござります。ことに先ほど申し上げましたように、家庭事件の権利者が非常に弱い立場におりますというような面からも特別に保護をして、この権利といふものの主張が十分に達せられる様にしなければ、家庭裁判所の存立の意義がないのではないかと思ひますので、やはり職権をもつて心配な事件は調べて上げて、私いたしますと、ほかのイギリスなどでは全部を調べてゐるのでございます。たとえば一年に二万件ある、それを調べるのは大へんだとうようなことをお考えになるかと思ひますが、一時に、同時に東京家庭裁判所に二万件発生するのではなくて、あちこちの裁判所に漸次に発生するのでござりますから、履行期が過ぎた事件については、自動的に調べるといふことができる私自身は思うのですが、どうぞお聞きください。ぜひそれを調べていただきますと、そうして不履行がござりますときには「履行を勧告することができます」というのでは不十分だと思います。不履行がありまつたならば必ず権利の保護の意味で履行の勧告をしなければならないといふうに、参議院では考えていただきたいと思うのでござります。「履行を勧告することができます」ということになつておりますと、私は十分に保護されないんではないか。と申しますのは、何と申しますか、人は神様のようにわからぬのでござりますから、片方の権利者が困つてゐるといふことが十分に裁判所にわからぬ場合がやはり起るのではないか。

それともう一つ、「履行を勧告することができる。」ということになつておりますことで、権利者が保護されないばかりでなく、裁判所といふものが必ずからいたしました審判とかあるいは調停の結果をみずから侮る結果を生ずるのではないかと思ひます。すいぶん月日を費して、二万円なら二万円を払えるであろうという目安をつけてしまめた事件に、たとえば申し出されたり、あるいは職権で調べたときに「勧告することができる。」の程度で、まあ今は勧告ができるといふような立場をとりますと、もし勧告されないというような場合は、裁判所が自分の所信を上げてしまうことになるのではないか。十分に保護の努力をしていないと思います。

なことになりますと、裁判所の不信の問題がほんとうにここに起つてくるのではないか。それが何といいましても弱い者は黒星になつておりまして、裏裏とも考るような立場に泣かされてしまいますから、そんな声が起りますことは裁判所の威信のためにも不幸であると思います。

これは最近ある地方の都市に参りましたら、離婚はふえているのに裁判所の事件が減つているという事実に直面いたしまして、調停委員さんや所長さんがみな心配している。家庭裁判所の事件が二つあれば一つまでが取れないと、不成功に終つてゐるというようなことが、もう町中に広がっているのではないか。それであんな所へ行つたてだめだと言つて、來ないという事がこの数字の減少に現われてゐるのではないかということを、この一ヶ月ほど前に大へん深刻な心配として私は語られたのでござります。ですから裁判所のきめたことが行わないと、か、勧告を手心するというような面は、絶対に裁判所の権威を保つゆえんではないと私は深く信じておりますので、この点必ず不履行があつた場合は勧告をしていただきたい。それでもし相手方がそのとき応じられないような、なとえば長わざらいをしていて応じられないとか、いろんな事情がありましたならば、そのとき相手方は裁判所に了解を求めてくるだろうと思います。そのときお考えになつて、当事者にもよかつてもらうという努力を裁判所はして下さるべきではないか。そのように考えておられるのでございます。

講義いたします都合上、毎年調停の統計なんかは非常に詳しく調べているのでござります。それから地方の家庭裁判所などでは、家風に合わないとか、ほんとうにございますが、驚くなれ、扱いまらいまでが追い返されたりしておりまます。戸籍を入れておりますと離婚となりますし入れておりませんと内縛解消という問題で扱われておりますが、そういうふうに一年以内で追い返されておりますような事件は、もう絶対に何よりもっていいのが圧倒的に多いのをござります。ですから女中でも「一年もありましたならば、お手伝いさんにお礼がなんかをして送るのに、大がい皆さんも御存じのように、この事件の八割までは夫の不貞というような妻側には非常に悲しい、夫の方には悪いくことによって起る争いの調停、審判でございますのに、その結果は何ももらっていない。あるいはもらいましても、五万円以下、一万、三万というものが圧倒的に多い数を示しております。内助といふもの、あるいは子供の養育費というのも、あるいはそれによつて侵害を受けた慰謝料といふようなものの正当な評価を今まで絶対にしていらっしゃる。あるいは分割がむつかしいならば一時といえば、低賃金、低サラリーを受けております日本人の支払いに行われないということを見通していく

能力に限度があるので、仕方なくまだ下げていらっしゃる。このようにして女性の人権が侵害されておるのでござりますから、ここにもしも確固たる履行確保の道が開かれますならば、やはり裁判官も所信をもつて相当と思われる額をきめて下さるのではないかと思われるのであります。

以上申し上げました理由によりまして、この「申出」というところを取つていただいて、勧告をすべきであるという強い線を出していただきたいと思ひます。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございます。

ございました。

次に東京家庭裁判所調停委員の森川 静雄さんにお願いいたします。

○参考人(森川静雄君) 私は家庭裁判所の調停委員を相当長くやっております。今日では調査官といふ制度ができるまで、前よりは多少緩和されておる気配はあるのであります。私が扱ってきた事件でたった一つ、こういふ法案があつたならばとこう感じましたことがありますので一例として話させていただきます。

これは正妻以外に二号さんであります。したが、子供がありました。そうして捨てられたのです。そこで私が調停委員をいたしまして、月二千円といふ額を認めただのあります。先ほど大庭先生の言わされましたように、感情のもつれといふものをまず調整いたしまして、お互に納得づくであります。従つてその支払というものは、私どもの考え方では当然に履行されておるものと信じ切つたのであります。ところが人の習性というものは、一たんき

うちに支払うことがばくさくなる。いつとはなしにこれが支払いの時期がおくれてくるようになりました。これは自分が胸をわざらいまして仕事がなかつたために私のところへ泣きついてきた。で実は家庭裁判所というものは事後処理にまで入つてよろしい。どうかどうかと理論的に私は疑問を持ちました。しかしながら実情はいかにも気の毒であります。従つてやむを得ず強制執行の手段に訴えたらよからうといふのでやらしてみたのであります。もうすでにそのときは七、八ヵ月たつたあとであります。よくよくのことで泣き込んできましたのであります。そこで手続きを教えまして強制執行をやりました。ところが驚くなけれ行方がわからぬ。仕方がなしにいぶん調査いたしました。やっと大森のアパートにいるということがわかりました。そこで強制執行いたしましたらわざかに完得金七千円でありますて、これで泣き寝入りにならざるを得ない。子供が義務教育を受けるまで毎月二千円という調停であった。七千円で泣き寝入りができますか。再び泣きついてきました。でもむを得ずこれはこれ以上裁判所が関与するということは法文にはないのだ、これではなんらんといふのであらためてもう一ぺん申し立てをさせました。そこで相手方を呼びましてじゅんじゅんと前のことを説き、あなたは納得したじゃないか。しかもあなたの子が毎日飯を食わなければならぬのです。わずか一千円、これだけを支払わんために自分の子供が目に見えなくなるためだ。悲惨な状態になつてしまふ。ところが経済事情が許さんとかというてなかなか

か言うことをききません。やむを得ずその人の妻を呼び出しまして裏情を訴えて、やつとこの奥さんからまたしばらく支払ってもらうことになりました。私がこの事後処理に關係しましてからすでに四年経過いたしました。いいよ行き詰まってしまった。それでも支払わない。で奥さんと相談いたしましたが、どうにもこれでは長い間問題にならぬようにせん。しかも裁判所からこう呼び出しを受けてはかなわん。こうしたことで本人とよく相談いたしましたが、あと、それでは今後四万円に達するまで毎月払ってくれ。それで打ち切りをしようと、いうことでやつとこれはケリをつけました。しかしながらかくのときあやふやな解決では私は済まされんと思います。今日統計をごらんになりますて、衆議院でも問題になつておりましたが実際にくれないのはわずかな率じゃないか、一〇%程度に過ぎないかという議論も承わりました。しかしながら普通の民事事件においては、これは強制執行によつてそれがなければそれなくとも執行不能の調書をもつて利益の方から差し引くことができる税金を免れることができます。しかしながら家庭裁判所の問題になりますれば一日もあらわいならば死ぬのであります。社会制度が、もう少し社会保障といふものが強化されておりまするならばこれはまた別でございます。しかしながら今日の状態におきましては実際に食うに困る、もう死ぬよりほかには手がないという人たちが、この一〇%の中の一人なんあります。これを見殺しにしてはならん。家庭裁判所というものが事後処理にまで関与しなければならんという、私ども

も実務を扱いました者の声が大きくなっています。衆議院におきましては寄託の問題と過料の問題に議論が集中されたようあります。もしかわらずそれには修正をされていります。なぜではこれは当り前だろうといふに議事録を拝見いたしと見られるのであります。にもかかわらずそれには裁判所が職権をもつて勧告するのがいけないのでありますよ。なるほど履行命令という強い命令ならばこれは権利者の申し出、当り前であります。しかししながら勧告をするぐらいは、権利者の申し出がなくても裁判所独自の立場から職権によつてこれを調査し、勧告するといふことぐらい當前ではあるまいかと私は考えるのであります。こういう意味におきまして私はこの修正案は反対なんであります。この法案に賛成して下さるならば無修正でそのまま原案通りの法律として通過させていただきたいことを私どもは心から念願するものであります。

関係がございしますので、調査官のことについて一言申し上げたいと思います。この改正案の骨子であります家事係務の履行確保につきまして、いずれこの法案が実施の暁になりますと、実務上は家事係の調査官がこの仕事の相当広い範囲を担当することになるだろろと思います。これは非常に仕事として大切な、大へんな仕事なんあります。ですが、しかし現在の家事係調査官の能力の上から見ますと、このような事務の処理は十分になし得る、十分にこういうような仕事にたどり得ると思うのであります。従いまして調査官の能力の上から見ますと、この法の改正につきましては、何ら心配するところはないと申せるくらいであります。私の見るところでは私は私ども家庭裁判所には少年係の調査官と二つ並んでいるだけであります。家事係の調査官、少年係の調査官もこの能力においてはまつたく甲乙がないのであります。それにもかかわらず少年係の調査官の方は、もしあとで説明の機会を与えていただきますならば申し上げたいと思ふはレフェリーがやつてもしかるべきであります。相手が相当高度なケース・ワークの機能を与えられておるのであります。この仕事の内容のある部分ではレフェリーがやつてもしかるべきであります。そういうようなことから考えますと、現在の家事係の調査官というのはむしろ相当能率的にやつておつて、しかも法のうしるたてがないため十分に実力を發揮できないでおるというのが実情であります。このような法のうしるたてができまして、履行確保

保というようなことが実現されますが、と、家事調査官といったとしても、十分その力を發揮しまして、この法の円滑な運用ができるということになると思うのであります。その点家庭裁判所の調査官といたしまして、保証する意味で一言申し上げておきたいのであります。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございます。
ございました。次に東京家庭裁判所調査官の駿島龍男さんにお願いします。

○参考人(駿島龍男君) 私は東京家庭裁判所におきまして家事係の調査官をいたしております。今回問題になつております履行確保の問題につきましては、全国の家庭裁判所の調査官が扱う面が非常に多い。しかもまた全国の家庭裁判所の調査官がこの問題に対しても非常に苦労しているのであります。そういう場合におきまして、調査官に対してどういう調査官の意見を述べさせていただく機会を与えていただきましたことを非常にありがたく御礼申し上げます。

家庭裁判所で一番問題になるのは離婚事件でございます。東京の家庭裁判所におきまして調停事件、昨年は五千四百九十四件、そのうち離婚事件としまして千九百五十一件、それから賃約とか内縁とか、合計八百五十二件、それを加えますと二千八百三件になります。そうしますと、調停事件の半数以上六〇%というものが離婚事件になるわけでございます。それから扶養の事件が大体百四十件ですから、今度履行確保の問題が起りますのは大体こういうような離婚事件、扶養事件から起つてくる問題に生ずるわけなんですが、これがでござります。そこにおいてこの離婚といふ

ことについて私の考え方を述べますと、まず第一に家庭裁判所において、離婚という言葉を使わないということがあります。離婚事件は、ここに記録を持っておりますけれども、家庭裁判所に離婚といつて持ってきてても、家庭裁判所では事件名として離婚ということを言わないのです。それは夫婦関係調整と言つてあります。離婚といふのはなぜかといいますと、離婚ということを事件名にうたいますと、これはもうその事件が離婚するのだというようなことになると、その相手方に対して非常に悪い印象を与えます。ですからそういう点を気をつけるために夫婦関係調整、なるべく調整をする。そうして調整した結果離婚するということがその夫婦のためになる、あるいは夫婦がその離婚に同意するというような場合、初めて離婚ということが結論的に出てくるわけでございます。ここに問題があるのです。いまして、家庭裁判所の離婚といいますけれども、これは要するに人間関係の調整なんでございます。

えなければならぬと思います。それは離婚の家庭裁判所の中に問題が起つてくる前に起つてゐる問題、それから裁判所の中に入つてきてからいろいろ手続上に起つところの問題、最後に、離婚が済んでしまつたあとにおいて起つところの問題、この三つがあると思ひます。そうして訴訟におきましては、その離婚事件の裁判所に起つてくる前に起つたいろいろな問題、たとえば妻に不貞があつたとか夫に不貞があつたとかあるいは遺棄があつたとか、それがあつたかなかつたかといふようなことを法廷でもつてお互に論じ合い争つて、それが不貞な行為であるとなれば、裁判官がそれを判決するわけであります。ところがそれで問題が解決する事件としない事件とがあると思うのです。たとえば民法七百七十条の離婚原因の中に、生死が三年以上不明というような場合、あるいは精神病で回復の見込がないとうな問題、これは訴訟やらなければ扱われません。相手がいない場合において調停のしようがないわけではありません。また相手が精神病である場合においては、それは意思能力がないのですから調停の対象にならないわけです。ですからそういう事件というものは離婚判決することによつてもう解決してしまうわけであります。ところがどうじやなくて遺棄とかあるいは不貞といふような行為の問題になりますと、これは要するに家庭裁判所の調停で扱わなければならぬのがほとんどであります。それは裁判所の中に持つてきて、そろして不貞があつたとかなかつたということを争つて、それでもつて不貞があつたから離婚するというの

じゃなくして、その婚姻といふものを一つの生きものと考えまして、その婚姻が果して死んでいるのかどうかということの診断をするわけであります。そらそこにケース・ワーク的な感覚も要求しましてその離婚の手続中に争つたりするということは、結局その夫婦関係をますます悪くする。ですから非常に慎重な手続きをふまなければならぬわけです。そういうような手続きをふんで、あとでたとえば離婚になつたといった場合、それでその夫婦たちは問題が解決してはいないわけであります。そのあとに問題が残っているわけです。家庭裁判所の扱い方、特にケース・ワーカー的な概念における問題の扱い方、言いかえますと人間関係の間の調整、ヒューマン・リレーションのアジャストメントというのにおいては、その後まで見てやらなければその調整とか人間関係の解決というものはできないわけあります。

く、その人間関係の調整ということもやつております。日本ではいろいろなアメリカとは事情が違いますから、そういうような離婚が成立したあとまで人間関係の調整までする必要はないと思思いますけれども、その日本で今問題になりますのは、結局その生活の問題についてほうておかれてい状態にある、それで家庭裁判所に起つてくるいろいろな問題というものは、法律あるいはルールなんかでもつていてないいろいろな問題が発生してくるわけであります。そうしますとたとえばお金を払わないからといって家庭裁判所に訴えています。それは法律がないから私のところでは扱いませんとはそれは言われないわけです。その人の生活に、もう今日の生活に響いてきている問題を、家庭裁判所ではそういうのは法規がないからではすみません。そういう問題がたくさんありますともありますけれども、大体そういうことを扱うのに最も適しているというのはやはり調査官といふことになります。それで法規にないからとあります。それで法規にないからと言つてすみませんので……、ですけれども、たとえばその夫が金を払わないといった場合に、その夫に対して裁判所が連絡するということを非常にわれわれは警戒しているわけです。法規がないのだから、あなた払っていませんかといふ手紙を出すことすらわれわれは非常にちゅうちょをするわけであ

があるのかと聞き直されたときにはわれわれはんとうに困るわけであります。ですからばがき一枚書くにしても、裁判所という名前ない、たとえば私書函あたりの番号の入った封筒を使つとか、それからあるいは電話をかけますような場合も交換手の人、こちら家庭裁判所あるのことを言わないのでおつて下さいよと言つて、そうして向うに電話をして、そうして内容の話し合いを進める、非常に注意してやつてゐるわけであります。しかし、それでもなお問題が解決しない。家庭裁判所において困難な事件ということをよく言うのでありますけれども、家庭裁判所で困難な事件といふのは何かと言ひますと、法律的に非常にむずかしい問題とか、あるいは当事者が非常に対立している事件とかといふことじゃないのであります。家庭裁判所でいつも困難な事件といふのは、当事者が不誠意な事件、家庭裁判所に協力してくれない事件、このちよつと例をあげますと、夫婦が争つておりますと、妻の方が家庭裁判所に調停を出します、そうしますと、夫は何だ裁判所に訴えたと言つて怒つちゃう、それでから裁判所が呼び出しを出して來ません。それは地方のようにまだどう県庁とか裁判所というものが相当まだあまり威力がないわけであります。大きな官庁がたくさんありますから、何だこんなものというようなことで投げられてしまつ、私がいつか言つたことがありまして、何かばがきが参りまつたよというようなことがある。そういう

うような状態で当事者が出てこなければ調停はできない、仕方がないから結構調査官行って呼び出してくれと言われます。調査官は非常に迷惑なんですね。調査官というのは、このころは非常に優秀な人がたくさん入ってきていました。そして、しかも法律職でない文科方面の心理学であるとか、経済学生が入ってきております。それが家庭裁判所へ入ってきますと、呼び出させられるわけです。これはいやでいやでしようがない。呼び出しというのは、地方裁判所あたりでは小使さんがやる仕事ですけれども、これをやらなければ調停ができないということで、われわれそれを引き受けているわけであります。ですからこれは昔の司法制度ですけれども、これをやらなければ調停ができないということで、呼び出しというのは事実の調査のうちに入らないでしようと開き直つてもいいと言つたら全然説明がつかないので、ワークの観念で説明すればりっぱに説明つくわけであります。要するに両方とも夫婦が争つていれば当事者が困っているのでありますから、ですから調査官が出て行って家庭裁判所の扱い方をよく説明して、そうして、あなたも非常に困つておるんだから、それを手助けして何とか解決してあげるんだということをよく説明しますと、向うが逆にこっちにとついてきて、非常に力にして、あなたについていけば問題を解決してくれるということ、家庭裁判所に調査官を募つて出てくるといふようなことをやっておるわけです。これは非常に困難なことがあります。

このような履行確保の問題につきまして、こういうような事件当事者の不誠意な事件というものは、実に扱いにくい。

それで最後に、この履行確保の不誠意な事件というものを申し上げてみますと、ここに持つて来ておりましてけれども、この事例は、夫の出征前に夫婦が結婚して、夫は出征をしていた、そしてその間妻は夫の実家でもつて百姓でありますけれども、夫を手伝つておつて、まあそれで夫の出征前に夫婦が結婚して、夫は出征をしていた、それが帰つて来たのでありますけれども、夫の愛情がもとのようにならない。それから妻はその農業を手伝つておるというところで非常に体をこわして、そして結核になつてしまつた、結核になつてしまつたので夫から捨てられた。現在私はことになりますと百八十五件ぐらい調査命令を受けておりますけれども、そのうちに履行確保の事件が十一件来ております。十一件来ております中四件は病気です。これは病気で、結核が二件です。病院に入つておつて、そうしてまあ医療保護を受けているものも受けていない人もありますが、とにかく調査でもつてきまつたこの幾つかうといふそれをたよりにこの人は生年としているわけです。これを払つてくれないというのは、この人の生活に、牛をさしきるということに直接繋いでくる、これを私たちが扱うわけですが、どうしても払つてくれない。私たちにはもうとにかく誠意を持って相手方に払うべくその人に言いますけれども、それでもどうしても払わない場合があり

ます。その場合にはしようがないから、法律的には私たちはやらなくていいことを、あなたに氣の毒だからやっておる、最大限のことを行つておられますか、そうして事情を訴えて下さいと、よく私たちは冗談に言います。そういうふうな扱いをしながら、ともかく誠意を持ってその事件を扱う、誠意を持って払うように相手に訴えるというようなことを、われわれはもう年中やつてゐるわけあります。事例はたくさんありますけれども、少し長くなりますが、それについて何らの法律的根拠がないといふことは、調査官としても非常に励みにならない、うしろにバックしてもらうのがないといふことが非常にわかれの悩みであります。しかし今度このような法案を幸いにして通していただきますれば、われわれは勢いを得てこの事件に、こういうような問題の解決に当りますが、どうか一つお願ひしたいことは、調査官といふものは決して役人と言いましてもケース・ワーカーと言いまして、決して権力でもつていろいろな仕事をしているわけではないのであります。こういうような家庭の問題を権力でもつてするといふのが裁判所の仕事でありますけれども、ところが裁判所の側とがとれていない、そのバランスをつけてやるというのが裁判所の仕事でありますけれども、ところが裁判所の側とそれからまたその義務者との間にまた

バランスがとれていない、そのバランスをとるよう、こういったような法律を作っていました。そういうふうに努力しているところでありますので、この当事者の申出により、どうぞよろしくお聞きください。そういうふうに修正は私、少し言葉が過ぎるかもしれませんけれども、これは家庭裁判所特に裁判所の中でのこの事務を扱っております調査官に対する不信任の表示であると私は思います。お前たちが信頼できないから、だから、いろいろなところにこういうような水をさかれるということは非常に私たちとしては納得がいかないわけです。

最後にもう一点、この離婚の事件といふのは人間関係を調整するものであるとするならば、そうして問題の発端から、その夫婦の持つていてる問題の発端から最後までそれを解決しようとするとなるならば、これは当然に裁判所がそういうものを調査して、申出がなくてても調査をしてそうしてこの問題の解決をはかるということを努力すべきものであらうと思うのであります。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございました。

以上をもちまして参考人の意見の陳述が終ったわけありますが、参考人の方と全く同意見を持つておりますが、衆議院の「権利者の申出があるときは、」という文字を入れたということは、私も不適当だと思っております。そこでこの委員会

行をなすべきことを命ずることができない。」命ずることができるが、命ぜぬでもいい。これもこのままだとすると、家庭裁判所の任意規定で、「あなたの方のお話を承わっていると、こういう場合には命じなければならぬ」ということがいいと思うのだがそのことについて何の御意見もなかつたが、その二点について一つまず大瀬さんや田邊さんの御婦人の方の御意見を承わつて、その次に森川さん、平野さん、鮫島さんの御意見をこの二点について承わつておきたい。私は今あなたの方の御意見通りとすれば、十五条の二は履行を勧告しなければならぬ、どうした方がよくはないか。「由由があるときは」ということは削る。それから十五条の三は義務の履行をなすべきを命じなければならぬ、こうした方がよくはないか。第十五条の二をそういうように強くするといふことはそれは当りませである。その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当」と認める」怠つた者があり、かつ相当であるならば裁判所はできるのではなくて、しなければならぬという方がよくはないかと私はこう考えておりますが、その二つの点について今申し上げた順序によつて御意見の御発表を願います。

「どうも、調査官、調停委員あるいは判事の立場でござるが、そのものができるのですから、その権利者の立場を保護しないはずはない。それは家庭裁判所の任務であり、使命であつて、その方向に非常に大きな努力をいたしておりますので、「できる」でよろしいと思います。

○参考人(鰐島竜男君) 「することができる。」というのは法律上の用語で、ここに任意裁量があるかどうかという問題でございましょう。英語を出すのも何ですが、メイとイズ・エーブル・ツーとの違いで、権限があるといふふうに解釈すればこれでもいいのじゃないか。内容におきましては、しなければならない、実際の扱いにおいてはしなければならないでやつてていると思います。それどころじゃなくて現在法規がなくとも現在われわれは実際誠意をもってやっておるわけでありますから、私はそのする権限がある。という意味において解していただければいいのじゃないかと思います。

○参考人(田辺繁子君) 私はやはり文草といたしましては相当と認めるときは義務の履行をなすべきことを命じなければならないと、こう強く線を出しておいて、もしも権利者の方で今払えないという事情にあるときは相当と認めないとときありますから命令を発しなければいいのじゃないかと思うのをございます。

○一松定吉君 これは、つまり今あなたのお話を承わって家庭裁判所の性質からその自出裁量権を裁判所にまかせるという御趣旨はごもっとともだと思います。けれども私は大瀬さんの御意見が正しいと思う。すなわち裁判所をほつたらかしておくようなことではいかぬ、そこまでせつかくやつたのに不貞の夫が不履行なことをやるというふうな考え方を持たせるようなところがないとは限らない。これは人間で

すから、家庭裁判所の裁判官も。そういうときに、債権者は泣き寝入りをしてやつてくれればいいな、やってくれればいいなと思っても裁判所はやってくれない、そのときの救済法はそうでなければならない、義務の履行は勧告することができる、もし十五条の二によつて家庭裁判所がそれをしなかつた場合には公告の申立ができると、何とかそこに救済の方法がなければいけぬ。それから十五条の三にしても今田邊さんの言われたように、相当と認めるとには勧告しなければならぬ、相当と認めなければ裁判所は勧告せんでもいいのですから、そこはやはり裁判所に一つの義務づけておくということが家庭裁判の結論をつける意味において効果があると私はこう思うのだけれども、その根拠がなかつたから陰になり陰になり問題にならないようなふうに自分のいろんな横暴的な行動をやつておつたのに、今度はこれだけできれば一步前進だというならそれでもいい、何とかしたいと思つておつたけれども、その根拠がなかつたから陰になり陰になり問題にならないようになつてよ、しかしそうでなくて、ほんとうにあなた方が家庭裁判の効果をあらしめようとするならば十五条の二に勧告しなければならない、それは裁判所の職権でやるのでですからこれは勧告をすることがいいと思ったときには、それは十五条の二でも勧告せんでもいい、つまり義務の履行状況を調査した結果、十五条の二によつて調査した結果これは勧告することがいいと思ったときには勧告しなければならない、調査した結果どうも勧告せんでもいいと思えばそれははつたらかしてもいいと

思いますがれども、十五条の三はいわゆる田邊さんの言われるようにならなければなりません。それで、もしてもよければせんでもいいというどとはどうだ、やはり不履行をし、かつ裁判所が相当と認めるとき、でも、しかも権利者からどうかやって下さいという、こういう原因が三つ重なつてあるならば、もうその程度においては命じなければならぬということの方がよくはないかと私は思うのですけれども、しかしあなたの方は直接こういうことに御関係になつていらっしゃる方ばかりですから、それはそこまで厳格に義務づけんでも家庭裁判所はこの程度で十分目的を達するのだからということならば私は何にも申し上げませんけれども、やるならそこまでおやりになつた方がよくはなからうかと思つて御意見を承わつたのでありますから、しかしこれは私の意見でありますからして、ただ皆さんの御意見を参考のために承わることとめておきます。

ういうよりな納得というような上に立った方がかえってよくいくのじゃないかと思うのでございます。ことに金銭の支払いなんというようなことになりますと、何か感情がそこにございますと、払わなければならぬ、払おうと思つていてもついしゃくたさわると、うようなことも起きがちでござりますから、やはりそういう臉さというものを加えない方が大へんよろしいと私は思つのでござります。

○参考人(田辺繁子君) 大瀬さんと質問させていただいていいものでござるまじょうか。(笑声)

○委員長(高田なほ子君) ちょっとと速記をとめて下さる。

[速記中止]

○委員長(高田なほ子君) ちょっとと速記をつけて下さい。

○宮城タマヨ君 五人の参考人の先生方から、この私どもが家事審判法案を審議いたしますにつきまして、大へんいい参考になります事柄をお述べいたしました。私はことこの上伺いたいと思っておりますことは、皆様方からもたびたび出ました弱いところの権利者の権利の主張を保護してやらなければならぬという立場に立ちまして、ことに私は問題にしたいと思いますことは、これが母である権利者、その連れております子供といふものは、言ってみればこれは國家が義務として保護してやらなければならぬ弱い子供なんでござります。そこで私が伺いたいことは、子供を中心にして皆様方のお取扱いになつておりますそのケース・ワークについてでございますが、一番に平野先生においでいただきましたこの折り

に、この少年法によつて守られており、少年たちが家庭環境が非常に悪化するのを防ぐことが目的です。そこで家庭環境の調整をしなければならないというようなことで、家庭事件をお起しになるようなことがたびたびございましょうかということとござります。

○参考人(平野博君) ただいま宮城先生からお尋ねのございました少年事件を扱つておつて、それに関連して家庭事件として扱えるような事件があるかないか、あるいはそれを扱つておるかどうかといふふうなことでございまつた。実はこの調査官はもともと先ほど申ましたように従前は、家庭調査官、少年調査官と二つに分れておりまして、それが一昨年十月でございますか、名前を家庭裁判所調査官という集合に統一されたのであります。それでは、ただいま宮城先生のおつしやいましたような家庭事件、少年事件に関連したことによつてうまく扱えるのじゃなかといふふうな見通しもあって、それも一つの理由で一元化されたのだろうと思うのであります。また、われわれ少年の方を扱つております調査官としましても、絶えず今おつしやいましたような点についても用心をもち、注意をもつてやつておるのであります。申すまでもなく、この少年事件の温床といいますか、破壊された家庭がたぶん非行少年を生むということは、これはもう定説であります。それで、われわれとしましては、絶えずそういう点に注意はいたしております。現に非行少年を調べてみると、たとえば父母が、両親が事实上の離婚の状態にある少年は、父親の方に行つていいか、母

親の方に行つていいかわからないといふふうなことで、家庭生活が安定しないで非行に陥るという場合が非常に多いのであります。そういう場合、わたくしはたびたびぶつかるのであります。が、実際の取扱いは数が多くないのであります。これは非常に残念なことがあります。が、いろいろな制約がございまして……。その制約の一、二を申し上げますと、そういう場合にわれわれが遭遇しましても、家事事件の方はやはり当事者の申し立てが前提になりますので、なかなかこちらで考え方、こうしたらよからうと思いましても、それが申し立てにならないような場合がございまして、うまく運べないといふようなこともあります。それからもう一つ、これは実務上非常に支障になることなんですが、少年事件の方は迅速な処理を必要とします。非常に短い期間に処理いたさなければなりません。ことに身柄事件のような、身柄を拘束しております場合には、「一週間」という制限がございまして、その間に処理するということになつております。そういうふうな関係で、ただいま御注意のありましたようなことはいつも心にとめておりながら、実際扱う場合は非常に少い、非常に残念なことがあります。それからこの家事調査官と少年調査官が一本になりまして、ぼつぱつこの家事調査官の方から少年調査官になり、あるいは少年調査官の方が

ら家事調査官になる、人事の交流が非常に練達した調査官が出来ますというと、ただいまおつしやいましたような扱いがまた一そう円滑に行われるのじゃないかと思うのであります。ただいまの段階では、そういうことに非常に関心をもちらながら十分なところまでは行っておらないというのが実情でございます。お答え申し上げます。

○宮城タマヨ君 その点よくわかりました。大手な点でございますから、十分に私ども法務委員としても考えたいと思っております。いま一つ、少年法の二十四条の二項に、少年保護処分に合わせまして、家庭環境の調整をするということをございますが、これは実行されておりますが、いかがでござりますか。

○参考人(平野博君)ただいまの二十四条二項、これはいわば少年事件の方のアフター・ケアとでも申しますか、アフター・ケアの場合は、少年法で規定しておりますのは二、三ござりますが、ただいま御指摘の二十四条の二項もその一つであります。これは保護処分にいたしました場合に、保護観察所に家庭環境の調整その他について裁判所から指示することができるとなつておりますが、これは相当行われております。先ほど申しましたように、裁判所で扱つておる期間が短いというものですから、裁判所においては十分なお世話をできない。しかし、保護観察に付したあとで、十分に家庭事情をみてもらい、少年には就職さしてもらい、親の方には生活保護法の適用を考えて料をつけまして、保護観察所の方に保

院に入れる場合もあるんございま
す。そういうはつきりした指示をつけ
まして保護処分に付しております。こ
れは相当事例がございます。ただ、保
護観察処分にするとか、あるいは少年
院のある場合は少年院送致一本に
なっておりまして、その中で、そ
う指示をした場合の統計がございま
るので、数字をつけて申し上げること
はできませんが、相当数があります。
○宮城タマヨ君 田辺先生にお伺いし
たいのでござりますが、長い間調停委
員としてお働きいただきました間に、
調停委員がアフター・ケアの問題に
今までタッチなさっておりましょ
うか、おりましたかということをございます。
○参考人(田辺繁子君) 私は昭和二十
八年までやつておりますと、調査官が
できましたので、できない前の方に
おもにおりましたわけでござります
が、そのときのことと思ひますと、ほ
んとうにアフター・ケアに身を入れて
してお上げすることができますが、たと
え思ひでござります。たとえば調停
委員をいたしておりますときに、その
日の配給のお米を完つてから出て来た
というような調停の事件なんか、夫か
ら子供の養育費とか、あとどうなると
か、やはり心配なんござります。で
も心配していただけに打ち過ぎてしま
つたことも多かったのでござります
が、やはり廊下なんかへ来て下さいま
して、会いたいと言つて下さいますと
いうと、裁判官の方と御相談いたしま
して、もう一度相手のその人を呼び出
すというようなことはたびたびしてお
上げしていくと思うでございますけ
れども、でもやはり呼び出してもなか

が繰り返されております間に、私いつ
も思いますのは、裁判所といふものを
女の人が見限つてしまつて、言つて來
なくなつてしまつた事件の方が多かつ
たと思うでござります。ですから、
私はそこを非常に重視しております
て、やはり職権をもつて調べられるよ
うな法律が出なかつたらだめじゃない
かと思います。そうして私との二、三
日来、ほんとうに困つていての方の声を
こうじうところに陳情していただきた
らいにじゃないかと思いまして、家庭
裁判所の調停委員さんにお会いして、
困つておる方を知らないかということ
をすこしお聞きいたのでござりますけれ
ども、皆さんが、「ああ」とおっしゃる
だけでござります。そういたします
とみなあきらめておられるのが実態で
す。その方に泣きついで来る人はよつ
ぱどなんでござります。あきらめてお
る人が大部分じゃないか。ですからそ
ういう実態は、調査官のところへ来て
おるかもしませんが、調停委員がつ
かめないような、し放しになつておる
ことが多いとにらんでおるのでござい
ます。

ですが、今日おいでになつた方々ばかりで、
りによって家庭事件をお扱いいただけ
るならまことにけつこうなんあります
すけれども、全国の調停委員とか、あ
るいは調査官でまれには熱心でない方
もなくはないので、そこで一松さんと
大浜さんとの御意見を伺つて気がついた
のでありますけれども、十五条の規
定によつては、調停委員が、あるいは
調査官が、家庭事件を扱つては、必ず
申しことを規定してあるのであります。
二、勧告することを得る、得ると規定
して、申し出があつた場合には必ず勧
告しなければならぬという規定の明記
が必要ではないかと、こう思うので
す。中にはひねくれ者がありまして、
勧告せられたために払わぬならぬなど
というような者もまれにはある実例を
知つておりますが、そういう者をかれら
これ按配して、これは勧告した方がよ
ろしいと裁量される向きに對しては勧
告をなさる、どうも勧告してむくれら
れては困るから、こいつはよそうと
いったような場合がある、なおまた事
務の繁忙によつてうつかりしておつて
出さない、つまりなまけておつたよう
な場合もあります。そういう場合は権
利者の方から勧告を求める申立があり
ましようから、必ずその場合は勧告し
なければならぬといふように、十五
条の二と三をそういうふうに改正した
方がなお完璧ではないかと思われるの
ですが、岐島さんいかがでしょうか、
そういうふうにした方が熱心ならざる
調査官に対しても適正なる改正にな
る。それから得るといふことを規定し
ておりますれば、先ほど申し上げまし
たように、どうもあつては勧告したが
ためにむくれるやつだから、あつては
よそうとかといふような幅がそこにで
きまして、一種の行政なんでございま
すから、ただ得るだけで切つてしま
う。

と、あまりにもどうもわれわれの白紙委任が大き過ぎる、皆々様のような御発言だと思ひませんのでは、そうなら一そろ正確を、適正化を期されるのではないかと思ふのです。が、実務上からの御意見を一つ伺つておきたいと思います。

○参考人(鶴島電男君)非常に私たちの仕事を後援していただくという意味において非常にありがたい御発言だと思ひます。今、先生がおっしゃいましたこと、それからもう一つ申出によると、ということと、この二つは同じような背景があると思うのです。それは申出によらないで裁判所が、具体的に言いますと、調査官が調査するということは弊害があるのじゃないかといふことは、はっきり言いますと、調査官というものが勝手なことをするのじゃないかといふ解釈できないでもない。それからまた今、先生がおっしゃいましたことも、調査官の中になまけている者が、あつたら困るから、むしろそのことはすべきであるというふうになさった方がいいのじゃないか。私は調査官にはそういう人はいないと思うのであります。みんな非常にすぐれた人が全国におりますし、なまけていたりするような人はいないと思いますけれども、私の希望することは、要するにわれわれは誠心誠意困っている人を救うのに努力している、それをこの国会の方で認めていただきまして、そりして大いにやれというのを励ましていただきたいことが、全國のこういうものを扱っている家庭裁判所の職員、具体的に特に調査官あたりがどれだけ励みになるか、われわれのやっていることは法律的に

認められているのだ、われわれのやつ社会のためにいいことをやつているのだということを公けに認めていただこうがわれわれの非常に勵みになると思います。ですから、そういうなまは言葉を使えというような問題は、政府委員の方にも一つお伺いしていただきたいと思います。

○宮城タマヨ君 ちょっと私も黙つていられなくなりましたから、もう一晩発言させていただきます。私この間ヨーロッパ全体を回りまして、それ以前にはアメリカを見て参りましたが私は諸外国を見まして、やはり私日本のこの制度の上においても、それから人材を集めて仕事をしていらっしゃるということにおいても、諸外国に負けないと思って見てきました。その点において、現場の皆様方にもお礼を申し上げたいと思つたんでござりますが、しかしその欠けております点は、実に外国はきつい法律をもつて履行確保を実行しておるということ、そのとだけは日本に欠けておるので、どうしてもこれは履行確保をきびしくやつていただきて、私は田辺参考人と同じような意見でございまして、まだどうをどういうふうにするかという法案についてのことは今後の問題ですけれども、とにかく弱い者を守る、ことに弱い女性を、そしてその女性のかかえております子供を守るということについて、どうしてここに強いものを打つ立てるといふ私意見を持っておりまます。ですから、実際面においては決して小林委員の御心配なさることはございませんと思つております。

○参考人(鶴島竜男君) 調査官がなまけているかどうかという問題でなくして、そこまで御心配していただきんでございましたら、私たちは国会の要望に沿いまして、最大限の努力は、今までしておりますが、今後もするつもりでございますから、法文のせねばならぬと、いうような点についての技術的の問題につきましては、ここに宇田川局長がおられますから、そういうような点でそちらの方からお聞き下さるところがございましたら仕合せだと思います。裁判所としては、そういうような御要望に沿うて最善の努力をすることは、今までもしておりますが、今後もいたします。

る一体能力、実際申立をすることがで

きるかどうか、この点について知れる

限りお願いしたいと思います。

○参考人(田辺繁子君) 先ほども申し

上げましたように、もうほんとうに驚

くばかりそういう方は社会につながっ

ていないんでございます。自分が困つ

たならば、何か児童相談所とか、民生

委員さんとか、そういうような何か助

けていただけるというようなところが

あるであろうというふうにも頭が働き

ませんで、ただもう困ってどんどん追

い詰められていらっしゃるんでござい

まして、ラジオとか、そういうふうな

啓蒙宣伝とか、この間もおっしゃいま

したが、そんなのにはとても手が届

きません。そして元春婦の方、そう

いうふうな方にお目にかかったこと

もございますけれども、自棄的になつ

ておしまいになつて、結局元春のこと

に行けば自分の体を持って行けば金

が取れる、金融機関といふうに……

転落していくつしやる事案も見たわけ

でございます。ですから不可能だと思

います。

○委員長(高田なほ子君) 森川参考人

によつとお尋ねをしたいんですが、

先ほど御陳述の中にございました

が、義務を履行しないで、行方をくら

まってしまう、こういうことは私ども

よく伺うところでございます。実例が

非常に多いのです。そこで、住居地以

外に行方をくらますような場合に対す

る制裁というものは当然必要であるよ

うに考えられます。また同時に財産

を隠匿してしまうような場合もある、

こうした場合に適切な方法、現在の今

うか、どういう点についてお伺いをし

たいと思います。

○参考人(森川静雄君) 今の行方をく

らましたときには、実は私の場合は警

察にお願いしたのであります。こそこ

でありますと一応行方はつかめます。

それからもう一つ、遠地に行きました

ときには、これもやはり警察にお願い

して、その管轄の家庭裁判所に呼び出

ります。それからどうしても、どんな

方法をとつても埒がないというような

場合は、これはどうも今のところでは、

もう私どもが気長く勧告するよりほか

に承らしていただきたい。

○参考人(鶴島竜雄君) ちょっとその

財産の隠匿と機構の問題とひとつくるめ

ることは一応ここに抜いて、現在の機

構をどういうふうにしたならばより理

想的な方向に行くか、こういう点を較

べながらも、結局、こういうことは非常に

ではないかと思いますので、予算

上げ、そしてその義務の履行を完全に

思つてお願いします。今、委員長さん

ついても変えなければならない点があ

るのではないかと思いますので、予算

してもらいまして、そして実はやつて

しましてその居所を確かめました。そ

れからどうしても、どんな

方法をとつても埒がないというような

場合は、これはどうも今のところでは、

もう私どもが気長く勧告するよりほか

に承らしていただきたい。

判の性格が十分に發揮でき、そして弱

い人がちつとも苦しまないように救い

のめどりでございます。今、委員長さん

上げ、そしてその義務の履行を完全に

思つてお願いします。今、委員長さん

ついても変えなければならない点があ

るのではないかと思いますので、予算

してもらいまして、そして実はやつて

しましてその居所を確かめました。そ

れからどうしても、どんな

方法をとつても埒がないというような

場合は、これはどうも今のところでは、

もう私どもが気長く勧告するよりほか

に承らしていただきたい。

○参考人(鶴島竜雄君) ちょっとその

財産の隠匿と機構の問題とひとつくるめ

ることは一応ここに抜いて、現在の機

構をどういうふうにしたならばより理

想的な方向に行くか、こういう点を較

べながらも、結局、こういうことは非常に

ではないかと思いますので、予算

上げ、そしてその義務の履行を完全に

思つてお願いします。今、委員長さん

ついても変えなければならない点があ

るのではないかと思いますので、予算

してもらいまして、そして実はやつて

しましてその居所を確かめました。そ

れからどうしても、どんな

方法をとつても埒がないというような

場合は、これはどうも今のところでは、

もう私どもが気長く勧告するよりほか

に承らしていただきたい。

○参考人(田辺繁子君) イギリスの例

なんかを見て参りますと、とにかく、

どうやうな何が講じられれば、私は実

行できると、こう思つております。

○参考人(田辺繁子君) ブローチョン・オフィサーと申しま

すものが、そういう離婚事件の家庭を

なんか見て参りますと、とにかく、

どうやうな何が講じられれば、私は実

行できると、こう思つております。

○参考人(森川静雄君) 今まで前の方

が言われましたので、もう私の言うこ

とはございません。尽きております。

○参考人(森川静雄君) 他に御発言

がなければ、参考人に対する質疑は尽

きたものと認めます。

○参考人(森川静雄君) 今まで前の方

が言われましたので、もう私の言うこ

とはございません。尽きております。

○参考人(森川静雄君) 他に御発言

がなければ、参考人に対する質疑は尽

きたものと認めます。

○参考人(森川静雄君) 今まで前の方

が言われましたので、もう私の言うこ

とはございません。尽きております。

○参考人(森川静雄君) 他に御発言

がなければ、参考人に対する質疑は尽

きたものと認めます。

○参考人(森川静雄君) 今まで前の方

が言われましたので、もう私の言うこ

とはございません。尽きております。

いいうことが一点と、それからこれ

は長い封建思想の結果でございまし

て、わが国の社会では、女人人が泣い

て、男の子本位の家族制度的な感覚で、

たとえば嫁のなりでそんなことをする

とは何だというような感覚を持つてい

る人がまだ相当あると思いますので、

学力なんかと別に、そういうふうな感

覚を十分吟味した裁判官及び調停委員

といふものの採用にもう全力をあげて

いただからなければ、家庭裁判といふも

のは公平には行われないということを考

えております。

○参考人(森川静雄君) 今まで前の方

が言われましたので、もう私の言うこ

とはございません。尽きております。

○参考人(森川静雄君) 他に御発言

がなければ、参考人に対する質疑は尽

きたものと認めます。

○参考人(森川静雄君) 今まで前の方

が言われましたので、もう私の言うこ

とはございません。尽きております。

○参考人(森川静雄君) 他に御発言

がなければ、参考人に対する質疑は尽

きたものと認めます。

○参考人(森川静雄君) 今まで前の方

が言われましたので、もう私の言うこ

とはございません。尽きております。

○参考人(森川静雄君) 今まで前の方

が言われましたので、もう私の言うこ

とはございません。尽きております。

い、こういう趣旨の陳情書がございました。また同じように全国地域婦人団体連絡協議会理事長の山高しげりさんのお名前で、委員長あてに同趣旨の陳情書が参りまして、衆議院における一部修正は、元の原案に直していくだいた方が実情に即す、こういうような同趣旨の陳情書も参つておりますので、私どもは慎重審議いたしまして、よい結果を生むことにお互いに努力さしてもらいたいと思います。まことにどうもありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

別表第四表名称の欄中に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

中野簡易裁判所
三島簡易裁判所
瀬戸簡易裁判所
豊前簡易裁判所
白石簡易裁判所
上原簡易裁判所
深川簡易裁判所

長野県埴科郡屋代町
豊前市
佐賀県杵島郡白石町
長崎県上原郡上原町

同表常陸太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「郡戸村」を「金砂村」に改め、「塩田村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤沢村」を削り、同表利出村「九重村」を「栗原村」、ノ莊村」を「新治村」、「桜村」に改め、「舟島村」及び「板橋村」を削り、同表竜ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「生板村」長竿村「源清田村」を「河内村」に改め、同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「上都賀郡の内所」の管轄区域の欄中「南押原村」、「佐久山村」を削り、「同表枥木今市簡易裁判所の管轄区域の欄中「三依村」、同表大田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「南摩村」、「同表枥木簡易裁判所の

に、同表五日市簡易裁判所の管轄区域の欄中「平井村 大久野村」を「日出村」に改め、同表藤沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「小出村」及び「御所見村 有馬村」を削り、「渋谷町」を「渋谷村」に改め、同表小田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「西秦野村 大根村」を「西秦野町」に改め、同表厚木簡易裁判所の管轄区域の欄中「相川村」を削り、同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「志木町 宗岡村」を「足立町」に、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「須賀村」を「宮代町」に改め、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中

管轄区域の欄中「真名子村」及び 犬飼村並びに同表小山簡易裁判所の 管轄区域の欄中「生井村」を削り、 同表静岡三島簡易裁判所の名称の欄 中「静岡三島」を「三島」に改め、 同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄 中「岩田村」及び「池田村」を削り、 同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域
京都府の内
京都市の内
中京区
下京区
北区
南区

「川柳村」百間村」及び「金杉村」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「龜井村」今宿村」を「鳩山村」に改め、同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「星官村」太井村」下忍村」「同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「七郷村」、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「湖北村」「二川村」木間ヶ瀬村」及び「布佐町」並びに同表東金簡易裁判所の管轄区域の欄中「緑海村」を削り、同表八日市場簡易裁判所の管轄区域の欄中「千代田村」二川村」を「芝山町」に改め、同表佐原簡易裁判所の項を次のように改める。

裁判所の管轄区域の欄中「松原市」を「松原市 中河内郡」と「志紀村」を「志紀町」に改め、「中河内郡」の長吉村 瓜破村 矢田村」を削り、同表京都簡易裁判所の項を次のように改める。

簡易裁判所の管轄区域の欄中「埴科屋代町」を「西浜村」を削り、同表屋代町及び「力石村」を削り、「五加村」を「屋代町」に改め、「新津簡易裁判所の管轄区域の欄中「須田村」を削り、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「里五十公野村」を「三和村」に、「名香山村」を「高々原村」に改め、「上杉村」を削り、同表直江津簡易裁判所の管轄区域の欄中「美守村」、同表阿倍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「中河内郡」、同表吹田の簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田村」、同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「内美町」、同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「内美町」を「足利村」に改め、「大嵐村」を「足利村」として

同表三田簡易裁判所の項及び明石

簡易裁判所の項を次のように改める。

兵庫県の内
神戸市の内
生田区 長田区 須磨区 兵庫区(道場町、
八多町、大沢町及び長尾町を除く) 垂水区 東垂
水町、舞子町、西垂水町、多聞町、名谷町、塩屋町
及び下畠町
三木市 美嚢郡

「村」を「斎明村」に、「丹生村」五ヶ
谷村」を「勢和村」に改め、同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中
伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中
「田丸町」を「玉城町」に改め、「有
田村」及び「東外城田村」を削り、
同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中
中「志津村」三方村 天津村」を
「清水町」に改め、同表広島簡易裁判

の管轄区域の欄中「向道村」「須金村」を削り、同表本郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「桑根村」を「美川村」に改め、「河山村」を削り、同表美作簡易裁判所の管轄区域の欄中「公文村」「同表戸取簡易裁判所の管轄区域の欄中「米里村」及び同表倉吉簡易裁判所の管轄区域の欄中「灘手村」

域の欄中「内郷市」を「内郷市勿来市」に改め、同表赤湯簡易裁判所の管轄区域の欄中「中川村」同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「田部村」同表宮古簡易裁判所の管轄区域の欄中「門馬村 小国村」同表横手簡易裁判所の管轄区域の欄中「館合村」及び同表大曲簡易裁判所の管

<p>村」を「斎明村」に、「丹生村」五ヶ 谷村」を「勢和村」に改め、同表 伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中 「田丸町」を「玉城町」に改め、「有 田村」及び「東外城田村」を削り、 同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄 中「志津村 三方村 天津村」を 「清水町」に改め、同表広島簡易裁 判所の管轄区域の欄中「戸坂村」を 削り、同表安芸西条簡易裁判所の管 轄区域の欄中「東志和村 志和堀村 西志和村」を「志和町」に「久芳村 竹仁村」を「福富町」に改め、同表 徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中 「周防村」及び同表鹿野簡易裁判所 の欄中「米里村」及び同表倉吉簡易 裁判所の管轄区域の欄中「灘手村」 を削り、同表八橋簡易裁判所の管轄 区域の欄中「桑根村」を「美川村」 に改め「河山村」を削り、同表美作 簡易裁判所の管轄区域の欄中「公文 村」同表鳥取簡易裁判所の管轄区域 の欄中「米里村」及び同表倉吉簡易 裁判所の管轄区域の欄中「日野上村」 を「伯南町」に、「山上村 大宮村 阿昆縁村」を「高官村」に改め、同表久留米簡 易裁判所の項を次のように改める。 <p>同表八屋簡易裁判所の名称の欄中 「八屋」を「豊前」に、同簡易裁判 所の管轄区域の欄中「築上郡」を「豊 前市 築上郡」に、同表六角簡易裁 判所の名称の欄中「六角」を「白石」 に改め、同簡易裁判所の管轄区域の 欄中「六角村」を「白石町」に改め、 「須古村 白石町」及び「南有明村」 を削り、同表平戸簡易裁判所の管轄 区域の欄中「今福町」を削り、同表 佐須奈簡易裁判所の名称の欄中「佐 須奈」を「上原」に改め、同表荒尾</p> </p>							
<p>石 巻</p>	<p>宮 城 県 の 内</p>	<p>久 留 米</p>	<p>福 岛 県 の 内</p>	<p>三 井 郡</p>	<p>久 留 米 市</p>	<p>三 井 郡</p>	<p>城 岛 町</p>
<p>石 巻 市</p>	<p>桃 生 郡</p>	<p>桃 生 郡</p>	<p>筑 邦 町</p>	<p>大 善 寺 町</p>	<p>筑 邦 町</p>	<p>大 善 寺 町</p>	<p>城 岛 町</p>
<p>石 巻 郡</p>	<p>桃 生 郡</p>	<p>桃 生 郡</p>	<p>大 善 寺 町</p>	<p>大 善 寺 町</p>	<p>大 善 寺 町</p>	<p>大 善 寺 町</p>	<p>城 岛 町</p>

同表石狩深川簡易裁判所の名称の欄中
中「石狩深川」を「深川」に、同表
三木簡易裁判所の管轄区域の欄中
「石田村 神前村 富田村 松尾村」
を「寒川村 大川村」に改め、同表
大内簡易裁判所の管轄区域の欄中
「白鳥本町」を「白鳥町」に改め「福
栄村 五名村 白鳥村」を削り、同表
丸亀簡易裁判所の管轄区域の欄中
「飯野村」及び同表善通寺簡易裁判
所の管轄区域の欄中「高篠村」を削
り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域
の欄中「住吉村」を「藍住町」に改
め「藍園村」を削り、同表本山簡易
裁判所の管轄区域の欄中「吉野村」
を削る。

同表妙寺簡易裁判所の管轄区域の中、「信太村」及び「志其村」を削除

「麻生津村 王子村 上名手村
右手町 狩宿村」を「那賀町」に改め、同表用本簡易裁判所の管轄区域の欄中「潮岬村 田並村 有田村
和深村」、同表名古屋簡易裁判所の

中「天白村」を削り、同表愛知瀬戸簡易裁判所の名称の欄中「愛知瀬戸」を「瀬戸」に、同表松阪簡易裁判所の管轄区域の欄中「明星村 斎宮

石
卷

宮城県の内
石巻市

牡鹿郡

易裁判所の管轄区域の欄中「長瀬村」を削り、同表平簡易裁判所の管轄区

易裁判所の項を次のように改める。

附 則
1 この法律は、昭和三十一年五月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

昭和三十一年三月三日印刷

昭和三十一年三月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局